

共同実施だより

2学期も折り返し地点、ほっと一息ついたところで体調を崩していたりしていませんか。
肌寒い季節になりますが、風邪をひかないように気を付けましょう。
さて、今号は給与明細の見方について説明します。



支給明細の見方



この「給料」は、給料表の給与月額に、教職調整額(給与月額×0.04)を足した額です。

主に主任手当や部活動指導手当の事です。宿泊学習引率の手当なども入ります。

給料月額の8/1000が毎月引かれます。

「共済短期掛金」はいわゆる健康保険料、「共済長期掛金(厚生)(退職)」は年金です。

介護保険の掛金は、40歳から徴収されます。

※(C)部分の内訳です

学校により、表記が異なる場合があります。また、決まった月にだけ引かれるもの(PTA会費など)や、2カ月分が一度に引かれるもの(組合費、会館拠出金)などがあります。

原則として、4月～6月までの報酬(支給総額)の平均額を基に「標準報酬月額」を決定し、その年の9月～翌年8月までの共済組合の掛金や短期・長期給付の算定の基礎としています。また、期末手当等の額を基に「標準期末手当等の額」を決定します。

給与支給明細書

所 属 山武市立 学校

支給年月 平成 28 年 月 分 (月例)
給料表 職給料表
級・号給 級 0 号給 職員コード 氏 名

支給及び控除の内訳

区 分	金 額	区 分	金 額
給地手当		共済短期掛金	
地域手当		共済長期掛金(厚生)	
管理職手当		共済長期掛金(退職)	
初任給調整手当		健康保険料	
扶養手当		厚生年金保険料	
通勤手当		介護保険掛金	
宿外・休日・夜間手当		雇用保険掛金	
時間外手当		住居手当	
月額特種勤務手当		所得控除	
特種勤務手当		共済貸付金返済金	
特種勤務手当		財形貯蓄	
農普居手産当			
教員特別手当			
単身赴任手当			
期末手当			
勤 奨 手 当			
支給総額(A)		法律に基づく控除総額(B)	
特記事項		条例等に基づく控除総額(C)	
		支 給 総 額 (D)	(A) - (B) - (C)

支給方法及び支給額

1. 口座振込	金 額	金融機関名	店舗名	預金種目	口座番号
その1				1	
その2				1	
その3				1	
2. 現金支給額					
支給額(D)					

年末(再)調整還付金額	
年末(再)調整不足金額	

条例等に基づく控除の内訳

区 分	金 額	備 考	区 分	金 額
互助会掛金			その他控除の内訳	
互助会貸付返済金			02. 会館維持	
預 金			03. 親睦会	
生協・福祉協利代			04. 組合費	
職員住宅貸付料			06. PTA	
職員返還会返還金				
労働組合費				
その他控除金				
条例等に基づく控除総額(C)			その他控除金の合計	

標準報酬月額等

標準報酬月額		標準期末手当等の額	
等級	月 額	適用年月日	6月
短期(健康保険)		平成 年 月 日	12月
長期(厚生年金)			
退職等年金			



○自家用車登録について

校務（＝出張）に使用することを承認できない場合についてお知らせします。



1 運転免許取得後1年未満である場合

※一度失効してしまった場合、失効期間が6カ月を超えると、再取得後1年間は承認できません。

6カ月以内に再取得した場合は承認可能です。

2 過去1年間において交通事故を起こし、過失が認められた場合

または罰金刑に処されている場合

※事故等により懲戒処分を受けなくても、罰金刑に処されれば該当となります。

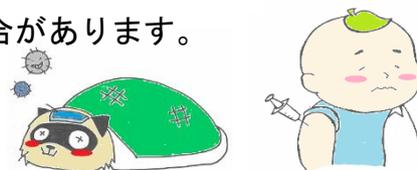
また、反則金（一時停止などの違反で課される）と罰金は違います。

★スピード違反でも罰金刑になる場合があります★（一般道 30km/h・高速 40km/h 以上）

3 健康状態により正常な運転に適さないと認められる場合

持病等があり医師から運転について指導がある場合は、管理職と相談して下さい。

また、自家用車登録をしても出張当日に発熱など体調不良があり正常な運転が難しいと思われる場合は、自家用車での出張が認められない場合があります。



○特殊勤務手当について

先生方にも「手当」が発生する業務があります。

修学旅行、林間・臨海学校等において児童・生徒を泊を伴って引率する業務	日額	4,250円
教育委員会が定める対外運動競技等において児童・生徒を引率して行う指導業務で泊を伴う又は週休日等に行う業務	日額	4,250円
部活動における児童・生徒を引率して行う指導業務で週休日等その他人事委員会が定める日に行う業務	4時間以上	日額 3,000円
	6時間以上	日額 3,400円
教育業務連絡指導手当（主任手当）	日額	200円

○検認事務について

組合員証（＝保険証）の検認事務が終わりました。ご協力、ありがとうございました。下記に該当する方（被扶養者）は、認定が取消になりますので今後ご注意ください。

- ✂ 収入が認定基準額を超えている方。
（年額が130万円以上。障害年金または60歳以上の公的年金を受給している方は年額180万円以上。）
 - ✂ 不安定収入で、月収108,334円以上が3か月連続している方。
 - ✂ 所得証明書に記載されていない年金の受給がある方。（個人年金・遺族年金等）
 - ✂ 共同扶養している場合、配偶者の収入が1割以上高い方。
- その他に特殊な事例もありますので、詳しくは事務職員におたずねください。

